

平成 1 8 年度
第 1 回高松市庵治地区地域審議会
会議録

と き：平成 1 8 年 5 月 3 0 日（火）

と ころ：高松市庵治支所 1 0 5 会議室

平成 18 年度
第 1 回高松市庵治地区地域審議会
会議録

1 日時

平成 18 年 5 月 30 日（火） 午後 2 時開会・午後 3 時 08 分閉会

2 場所

高松市庵治支所 105 会議室

3 出席委員 12 人

会 長	上北 東太郎	委 員	高橋 昭美
委 員	浦 芳樹	委 員	長尾 榮治
委 員	岡田 賢	委 員	平田 フサ子
委 員	小磯 治雄	委 員	増田 富子
委 員	新上 隆司	委 員	三好 治
委 員	高砂 正元	委 員	村井 雅子

4 欠席委員 3 人

副会長	岡田 耕之介	委 員	藪 淳子
委 員	鳴野 勝路		

5 行政関係者

市民部長	香西 信行	企画財政部長	岸本 泰三
市民部次長（地域振興課長事務取扱）		企画財政部次長（企画課長事務取扱）	
	久利 泰夫		加藤 昭彦
地域振興課主幹	村上 和広	企画課長補佐	秋山 浩一
地域振興課主任主事	山本 麻美	企画課企画員	三好 健
		企画課企画員	和田 安富
		企画課主任主事	佐野 健市

6 事務局

高松市参与庵治支所長	梶河 正孝	管理係長	島野 學
支所課長	白井 文夫	主査	多田 安寛

7 オブザーバー

高松市議会議員	高砂 清一
---------	-------

8 傍聴者 3人

平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会次第

日時 平成18年5月30日（火）

午後2時

場所 庵治支所 105会議室

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

ア 前回会議からの継続審議事項等および質問に係る回答等について

イ 新総合計画策定スケジュール等について

(2) 審議事項

ア 平成19年度の建設計画実施計画に関する、事業化等要望取りまとめについて（依頼）

4 その他

5 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第 1 開会

○事務局（島野係長） お待たせをいたしました。予定の時刻がまいりましたので、ただいまから平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会を開会いたします。

委員皆様方には、何かと御多忙中のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、本地域審議会の新しい委員を御紹介いたします。

本地域審議会の委員数でございますが、本地域審議会に関する協議第4条第1項によりまして、15人以内とされておりますが、3月30日開催の平成17年度第1回会議の時点では、委員13人で行ってまいりました。

合併後の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映させるという、この地域審議会の趣旨を踏まえ、今回から新しく2名の方に委員をお願いすることとし、今月1日付けで委嘱をさせていただいたところでございます。

それでは、御紹介いたします。

まず、高橋昭美委員でございます。

続いて、長尾榮治委員でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は、岡田耕之介委員、嶋野勝路委員、藪淳子委員が所用のため、欠席されております。

また、オブザーバーとして、高砂高松市議会議員に御出席をいただいておりますことを御報告申しあげておきます。

それでは、以降の進行につきましては、本地域審議会に関する協議第7条第3項の規定により、上北会長に会議の議長をお願いいたします。

○議長（上北会長） 失礼いたします。

本日は、委員皆様方を始め、行政関係の皆様におかれましては、お忙しい中、平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、本地域審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

先ほどの事務局の報告のとおり、本日の出席委員は、本地域審議会の規定に定める半数以上の12名でございますので、会議として成立いたしております。

会議次第 2 会議録署名委員の指名

○議長（上北会長） それでは、会議次第の2 会議録署名委員の指名をさせていただきます。

会議録署名委員は、本地域審議会の名簿順にお願いしております。本日の会議の会議録署名委員には、新上委員さん、高砂委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第 3 議事

（1）報告事項

ア 前回会議からの継続審議事項等および質問に係る回答等について

○議長（上北会長） それでは次に、会議次第3の議事に入らせていただきます。

まず、（1）報告事項、ア「前回会議からの継続審議事項等および質問に係る回答等について」、説明を願います。

○事務局（白井課長） 事務局の白井でございます。

座って御説明させていただきます。

前回会議からの継続審議事項で、先月16日の自主検討会において、書面回答の御依頼のありました、「汐入川ポンプ場および水門の管理について」および「庵治文化館について」の各担当課の回答は、お手元に配布いたしておりますA4判の横長の資料で、表題が「前回会議からの継続審議等および質問に係る回答等について」でございます。

それでは、回答のありました2件につき、読み上げさせていただきます。

まず、河港課の関係事業、汐入川ポンプ場の整備、浸水対策でございますが、御質問の内容は御覧のとおりでございます。

回答の部分を読み上げさせていただきます。

汐入川ポンプ場については、合併後、専門のメンテナンス業者と委託契約を締結し、ポンプ操作を行うとともに、現在、ポンプ施設の自動化工事に着手しています。このポンプ施設の管理は市で行いますが、スクリーンのごみの撤去や水位状況によるポンプの稼働状況確認等の管理については、地元自治会の協力が是非とも必要なため、旧庵治町から操作管理を委託している浜連合自治会に委託の継続をお願いしました。

自動化工事、平成18年11月末に完了予定でございますが、完了後についても、汐入川ポンプ場は重要な施設であることから、故障時等に迅速・的確に対応できるよう、メンテナンスを専門業者に委託する予定です。

次に、浜水門については、これは一昨年の高潮による潮の流入経路の検証に基づき、水門を設置しました。この管理については、旧庵治町が地元自治会と消防団に協力を依頼していましたが、高潮が予測されるとき、より迅速な対応ができるよう、浜連合自治会に操作管理の委託管理についてお願いしました。

この結果、汐入川ポンプ場・浜水門共、自治会内で担当者を選出していただき、操作管理の委託契約を締結しました。

裏面を御覧願います。

次に、文化振興課の関係事業、「庵治文化館の運営」につきまして、回答欄を御覧願います。

表示看板については、合併により本市が引き継いだ時点では未整備であったことから、施設入口に景観に配慮した、高さ2.8mの、ぎ木型の案内板を設置しました。設置場所については、庵治文化館の入口の南側が里道と重なっていることから、出入口として支障が生じないように配慮した結果、現位置としています。

なお、県道に張り出す形の本格的な案内板については、多額の経費が必要となりますので、現時点では考えていません。

また、駐車場においても、引き継いだ時点では、文化館専用の駐車場が未整備であったことから、駐車場が無いことに対する懸念はありました。しかし、施設周辺には駐車場として利用できる市有地が無いということ、現在の本市財政状況で、新たに駐車場用地を購入・借上げすることが困難であることから、車での来館者については、これまでどおり、JA庵治支所の駐車場を利用させていただくとともに、今後は、近くにある市施設の保健センターほっとぴあん駐車場の活用を検討します。

なお、JA庵治支所駐車場を利用する場合のトラブル等防止のため、利用者の氏名および車のナンバーを確認するよう管理棟の受付に指示しています。

次に、庵治文化館の展示室等を貸館する場合、同施設の収蔵美術品の収納は、当初から施設管理者側において行うこととしており、御質問のようなことはありません。

なお、2件の回答の内容につきましては、質問等のありました各委員さんには、事前に御了承いただいております。

以上でございます。

○会長（上北会長） ただいま説明のありました、「前回会議からの継続審議事項等および質問に係る回答等について」につきましては、今回、文書回答でお願いしており、担当

部署も出席しておりませんので、御質問、御意見等ございましたら、次回、自主検討会等
でお願いいたします。

それでは、(1)ア「前回会議からの継続審議事項等および質問に係る回答等について」
は、これで終わります。

会議次第3 議事

(1) 報告事項

イ 新総合計画策定スケジュール等について

○会長（上北会長） 次に、会議次第3の議事、(1)イ「新総合計画策定スケジュール
等について」、御説明を願います。

○加藤企画財政部次長 企画財政部の加藤でございます。

4月から企画課を担当しております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、私の方から「新総合計画策定スケジュール等」につきまして、御説明をいた
します。

本市では、平成20年度を開始年度とする新しい総合計画を、この18年度と19年度
の2か年で策定をすることといたしております。本日は、この計画の策定に当たりまして
の考え方、あるいはスケジュール等につきまして、御説明をさせていただくものでござい
ます。

新しい総合計画の策定スケジュール等の説明の前に、まず、現行の総合計画につきまし
て、その策定に当たっての考え方等につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

資料をお配りしております。順番が前後いたしますが、まず、資料2の方を御覧いただ
きたいと存じます。右肩に資料2と書いております。表題が「高松21世紀プラン 新高
松市総合計画のあらまし」という冊子、資料でございます。この資料2を御覧いただきた
いと存じます。まず、これで説明をいたします。

まず、1ページのIに書いてございます、高松市における総合計画の策定経緯でござい
ますが、現在の総合計画を策定するまでの経緯を記載いたしております。資料に記載のと
おり、本市では昭和48年5月に、昭和60年を目標年次とした、高松市総合計画を初め
ての総合計画として策定をいたしまして、以来、3度にわたる計画の策定を行い、現在が
数で言いますと第4次の総合計画ということになりますが、平成23年を目標年次とする
「新高松市総合計画 高松21世紀プラン」を市政運営の基本的な指針として、各種の施
策・事業を推進しているところでございます。

次のⅡ，大きな項目のⅡには，現行の総合計画を策定した背景を記載いたしております。続きまして，2ページを御覧いただきたいと存じます。

2ページから3ページにかけては，総合計画の策定経過を記載いたしております。策定に当たりましては，資料に記載のとおり，市民や企業など，各種の意向調査を行うとともに，市民懇話会や市長と市民との意見交換会，また，総合計画審議会などで意見聴取・審議を経たものでございます。

続きまして，右側の3ページの下から5行目でございます，大きな項目のⅣでございますが，総合計画策定に当たっての主要な傾向を御覧いただきたいと存じます。

現在の総合計画の策定に当たりましては，主要な傾向といたしましては，将来的なまちづくりの課題，あるいは課題とすべき傾向を，時代の潮流と本市を取り巻く環境の変化，この2つに大きく分け整理をいたしております。

まず，1番目の時代の潮流といたしましては，まちづくりに係る社会的現象などを，次の4ページから6ページまでに記載をいたしております。

まず，4ページの(1)の地球環境問題から，少しページが飛びますが，6ページの1番最後の項目は，(6)の国際化でございますが，この大きく6つに整理をしたところでございます。

続きまして，7ページの7行目でございます主要な傾向の2番目，本市を取り巻く環境の変化といたしましては，(1)の高速交通網の整備から，9ページになりますが，9ページの中ほどから少し上でございます，(5)の経済・財政環境までの大きく5つに整理をしたものでございます。

このような傾向や課題について検討した上で，対応する施策・事業を現在の総合計画に反映をしたところでございます。

次に，9ページの中段から少し下でございます，項目のⅤの総合計画策定の考え方でございますが，まず1の都市づくりを進めるための基本的な考え方の最後に記載をしておりますように，市政への市民参画の拡大，これを市政推進に当たっての特に重要な基本的考え方として位置づけ，この基本的な考え方を踏まえ，4つの視点に配慮することといたしました。

まず，1点目といたしまして，(1)として書いておりますように，自助・共助・公助の視点に立ったまちづくりでございます。

続きまして，10ページを御覧いただきたいと存じます。

2点目といたしまして、情報公開と情報提供、3点目といたしまして、共生の視点、4点目といたしまして、市民感覚に根ざしたまちづくり、以上4つの視点に配慮することといたしました。

続きまして、10ページの中段から少し下でございます、VIの総合計画の構成と期間でございますが、現在の総合計画は、平成12年度から23年度までの12年間の期間とする基本構想、そして、この基本構想の実現に向けた6年間の基本計画、右側の11ページになりますが、基本計画の実現に向けて実施する2年間の主要事業計画、この3者で構成をされております。

続きまして、項目VIIの総合計画の目指すべき都市像とそれを実現するための施策分野のうち、まず1の総合計画における目指すべき都市像でございますが、資料の中では少し大きな文字で記載をしております「笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松」これを目指す都市像として設定したものでございまして、その考え方につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、2の総合計画における施策分野でございますが、ただいまの「笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松」を目指す都市づくりの目標として、6つの施策分野を定めているものでございます。

まず、1点目といたしまして、環境共生型まちづくりへの転換でございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。12ページの中ほどでございます。2点目といたしましては、少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくりでございます。

次に、13ページになりますが、上の方でございます、(3)の心豊かな生活のための場と人づくり、そして、下の方でございます、(4)の豊かで活力あふれる産業の振興、次に、14ページになりますが、中ほどでございます、(5)広域・交流拠点性の強化、次に、15ページの(6)地域みずからのまちづくり、以上が都市づくりの目標としての6つの施策の分野でございます。

続きまして、15ページの下の方でございます、項目のVIII番目、重点プロジェクトでございますが、ただいま御説明いたしました、6つの施策分野における各種の施策を、横断的・有機的に連携させながら、先導的・重点的に実施すべき施策を、重点プロジェクトとして取りまとめたものでございまして、枠囲いしておりますように、1番目の資源循環型社会づくりプロジェクトから、少しページが飛びますが、17ページの10番目、市民参

画のまちづくりプロジェクトまで、10項目の重点プロジェクトとして整理をしたものでございます。

以上が、現行の総合計画の概要でございます。

本日、お手元に併せて、クリーム色のリーフレットをお配りいたしております。パンフレットでございますが、これは、ただいま御説明いたしました、現在の総合計画の内容を分かりやすくまとめた概要版でございます。裏に地図がございますが、現在の総合計画の概要版でございます。また、後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、続きまして、新総合計画の策定スケジュール等について、御説明をいたします。

資料1を御覧いただきたいと存じます。

資料1、表題が「高松市総合計画策定の考え方」でございます。こちらの資料を御覧いただきたいと存じます。

冒頭、申しあげましたが、本市では平成20年の4月から新しい総合計画をスタートさせるために、18年度、19年度の2か年で計画の策定作業を行うことといたしております。

まず、1ページの1の計画策定の趣旨でございますが、本市では昭和48年に「高松市総合計画」を策定して以来、これまで本市では3次にわたる改訂を経て、現在は、平成23年度を目標年次とする「新・高松市総合計画」に基づきまして、各種事業を推進しているところでございます。

このような中で、この度、近隣の6町と合併をいたしまして、市の区域や人口、行政制度など、現在の総合計画策定の前提となりました、様々な条件が大きく変化をいたしております。また、地方分権の進展により、地方自治のあり方そのものも大きく変わりつつあります。

一方で、少子高齢社会の到来などの時代の潮流や市民ニーズの多様化、ますます厳さを増す財政状況など、本市を取り巻く社会経済環境も引き続き変化をしております。

このような時代の潮流や地域課題に的確に対応し、合併により新しく誕生した本市の持続的な発展と、豊かな市民生活の創造を図るためには、現行の「新・高松市総合計画」や合併地区の建設計画との整合性を図りつつ、新たな目標と発展の方向性を定め、中・長期的な視野に立ったまちづくりを計画的に推進する必要があることから、新しいまちづくりおよび市政運営の基本方針として新しい総合計画を策定するものでございます。

以上が、計画策定の趣旨でございます。

続きまして、2の総合計画の性格と位置づけでございますが、まず（1）の総合計画の性格でございますが、この総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定をするもので、本市の将来の振興・発展を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画でございます。

続きまして、（2）の計画の位置づけでございますが、4点に整理をいたしております。

まず、アにございますように、総合計画は、本市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画でございますが、まちづくりの目標と、その実現方法を示し、市民と行政が将来のまちのイメージを共有できる計画とするものでございます。

次に、イといたしまして、総合計画は中・長期的展望に立った、総合的かつ計画的な行政を運営するための基本指針となる計画とするものでございます。

次に、ウといたしまして、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、総合計画は、行政運営のみならず、市民や民間の諸活動の指針として、まちづくりの参画方法や活動方向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援の方法等を示す計画とするものでございます。

最後に、エといたしまして、総合計画は、本市の主体的なまちづくりの意思を対外的に表明するものでございまして、地方自治、地方分権の精神に基づき、国・県などの関係機関や広域連携等におきまして、地域計画の策定や事業の実施を行う際に、尊重される地域の指針となる計画とするものでございます。

次に、3の総合計画の区域でございますが、計画の対象区域は、原則として現市域といたしますが、広域的配慮を必要とするものにつきましては、必要に応じて関係の地域を関連計画区域として含めるものとするものでございます。

次に、4の計画の範囲等でございますが、直接本市が事業主体となる施策・事業を基本といたしますが、本市の将来都市像の実現に寄与すると思われるものにつきましては、民間等が主体となる事業も積極的に取り入れるほか、必要に応じて国・県が主体となる事業も計画の範囲に含めるものといたします。

なお、国および県の計画など、関連計画との整合性を考慮するものといたします。

続きまして、5の総合計画策定の基本的考え方でございますが、策定に当たりましては、様々な角度から、まちづくりを検証する中で、総合計画が、時代の要請にこたえられるものとしていくために、（1）の計画づくりの考え方から、（4）の計画づくりの工夫まで

の4つの点を考慮するものとしております。

まず、(1)の計画づくりの考え方につきましては、5点に整理をいたしております。

まず、①といたしまして、個性ある都市づくりでございます。

全国に向けてアピールできる都市イメージの構築や高松らしさの発揮など、個性のある都市づくりを目指す計画とするものでございます。

次に、②といたしまして、戦略性の高い計画づくりでございます。

計画は総花的ではなく、優先度の高い施策の集中、重点化の指針となる戦略的な計画とするものでございます。

次に、③といたしまして、分権時代を担う自立した計画づくりでございます。

中核市としての権能を最大限に発揮しながら、分権時代を担う政策自治体としての自立した計画とするものでございます。

次に、④といたしまして、時代の流れに敏感でスピードを重視した計画づくりでございます。

時代の変化に敏感に即応できるスピードを重視した計画とするとともに、従来の枠組みでは対処しきれない課題にも適切に取り組める、方向性を持った計画とするものでございます。

次に、⑤といたしまして、地域の個性尊重と新しい市の一体化と融合を優先する計画づくりでございます。

合併後の新しい市におきましては、旧高松市域や合併地区のそれぞれのまちづくりの歩みを尊重する中で、地域特性を活かしながら、総合的・一体的なまちづくりを進め、持てる力を最大限に発揮することが必要となってまいります。

このため、地域の個性の尊重と新しい市の一体化と融合を優先する計画とするものでございます。

以上の5点が、計画づくりの考え方でございます。

次に、(2)のまちづくりの基調でございますが、これは5点に整理をいたしております。

まず、①といたしまして、ソフトの重視でございます。

今後のまちづくりにおきまして、これまでの機能性や利便性の追及から、ソフト戦略を重視する方向へと転換を図ることを目指すものでございます。

次に、②といたしまして、拡大基調からの転換でございます。

本市を取り巻く環境を踏まえ、これまでの拡大基調から転換し、自然との共生を図りながら、より成熟した都市機能を発揮するため、コンパクトで持続可能な都市づくりを目指すものでございます。

次に、③といたしまして、州都機能の確保と交流人口の拡大でございます。

州都機能の確保を視野に入れた都市づくりを進めるとともに、定住人口の増加も念頭に置きながら、交流人口の拡大を目指すものでございます。

次に、④といたしまして、地域コミュニティを軸としたまちづくりでございます。

地域コミュニティの位置づけを明確にしながら、地域コミュニティを軸としたまちづくりの展開をめざすものでございます。

次に、⑤といたしまして、地域の未来と活力を支える人づくりでございます。

若者の定着も含めまして、これからの時代を切り開き、地域の未来と活力を支える人づくりにも力点を置くものでございます。

以上5点が、まちづくりの基調でございます。

続きまして、3ページになりますが、(3)の計画のベースとなる視点でございますが、これは3点に整理をいたしております。

まず、1点目が、協働の視点と官民の役割分担の明確化でございます。

官民の役割分担の見直しを行う中で、行政のやるべき事とともに、市民やNPO、事業者など、それぞれに期待される役割について明記をするなど、協働と役割分担を重要な視点とするものでございます。

次に、2点目といたしまして、都市経営の理念でございます。

計画策定に当たりましては、従来の行政手法や行財政運営を見直し、民間の経営手法も積極的に取り入れながら、都市経営の理念を根底に置くものでございます。

3点目といたしまして、成果の重視でございます。

総合計画が単に計画づくりに終わらず、その成果を重視していくという視点から、計画における実現性の確保や結果責任の明確化を重要な視点とするものでございます。

次の、(4)の計画づくりの工夫でございますが、これも3点に整理をいたしております。

まず、1点目が、目標の明確化でございます。

施策の目標を明確にするとともに、その達成度が明確にとらえられる計画とするものでございます。

2点目が、インパクトのある計画でございます。

総合計画が、内外に強くアピールし、インパクトを与えられるものとなるよう、主張が明確で、説得力のある計画とするものでございます。

3点目が、分かりやすい計画でございます。

計画の内容が市民に分かりやすく、また、親しみの持てる計画であることが必要でございますことから、将来都市像や都市づくりの考え方などにつきましては、分かりやすく構成され、また、表現された計画とするものでございます。

次に、6は、施策分野について、記載をいたしております。

次に、7の地域別まちづくりの考え方でございますが、本市を構成する各地域におきまして、市民と協働して、個性と特色あるまちづくりを進めるために、各地域のまちづくりの状況や、社会経済的な諸条件を的確に把握しまして、その特性や地域資源を活かした、地域別まちづくりのあり方を検討しようとするものでございます。

次に、8の行政評価システムの構築でございますが、一体的な行政評価システムを計画の策定に併せて構築しようとするものでございます。

次に、9の数値目標・成果指標の設定でございますが、各種の施策における主要な項目につきまして、計測が可能な数値目標・成果指標を設定するとともに、この数値目標・成果指標は、市民の方々に、分かりやすい指標を設定しようとするものでございます。

続きましては、10番目の市民参画の手法でございます。

まず、(1)といたしまして、高松まちづくり100人委員会による市民参画、市民協働でございます。

総合計画の策定段階からの市民参画、市民との協働を進めるため、公募による市民の方々と、NPO、各種団体、地域の代表者で組織する、高松まちづくり100人委員会を設置いたしまして、各種のテーマ、課題等について、自主的な運営の下で、研究・協議していただいた結果を、総合計画に反映させることといたしております。

(2)は、市民意識調査結果の反映でございます。

市民意識調査など、各種の意向調査の結果を、計画の策定に反映をするものでございます。

なお、合併地区につきましては、本年度、平成18年度に、市民意識調査を実施する予定でございます。

次に、(3)の意見・提案の反映といたしまして、資料に記載のとおり、旧高松市域に

おける地区懇談会，合併地区における地域審議会，その他市民提言の募集，市長と市民との意見交換会，パブリック・コメントなどによりまして，市民の意見や提案を反映させてまいりたいと考えております。

以上，御説明いたしましたのが，現時点での総合計画策定の考え方でございます。

続きまして，４ページを御覧いただきたいと存じます。

４ページには，計画の策定スケジュールを記載いたしております。

平成１８年度の最初の項目でございますように，総合計画の策定要綱作成とあります。これは，ただいま御説明いたしましたような，計画策定の考え方などにつきまして，総合計画の策定要綱を作成いたします。今後，市議会の御意見もお聞きする中で，この要綱を早急に取りまとめまして，具体的な策定作業に入ってまいりたいと，そのように考えております。

その後のスケジュールでございますが，１８年度におきましては，高松まちづくり１００人委員会での研究・協議，地域別まちづくり基礎調査，合併地区における市民意識調査，市民提言の募集，市職員による職員提案の募集などを行いまして，１８年度中に計画の骨子を策定することといたしております。

そして，１９年度におきましては，計画の素案を作成いたしました後，資料に記載のような手順を踏みまして，１２月の高松市議会で，この計画の基本構想につきまして議決を頂き，平成２０年４月から，新しい総合計画をスタートさせることといたしております。

この地域審議会委員の皆様には，本年度，この計画につきまして，ある程度の考え，たたき台ができました段階で御意見を賜りたいと，そのように考えております。また，実施いたします意識調査の結果などにつきましても，適宜・適切に御報告してまいりたいと考えておりますので，どうぞよろしく願いをいたします。

以上で，説明を終わります。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（上北会長）　ただいま説明のありました，「新総合計画策定スケジュール等について」，御質問，御意見等ございましたら，御発言願います。御質問，御答弁につきましては，簡潔にお願いをいたします。

○議長（上北会長）　三好委員

○三好委員　三好です。

先般の説明を懇切丁寧にしてくれたんで，中身は十分に分かったんだけど，なかなか

か前へ進みませんなという判断でございます。20年からでなかったら、かからんということやから。この前、合併に伴う特例債の使い方について御説明いただきたいということでお願いしとったんやけど。丁寧懇切に頂きましたけれども、先になりますね。

○議長（上北会長） ちょっと、恐れいますけど、もう一度、最後の御質問の内容が的確に把握できなかったんですが。

○三好委員 結局は特例債の分で、前回、特例債の分をどういうお使いになるんですか、御説明願いますということで、お願いしとったら、今日、懇切丁寧に御説明いただきましたけれども、20年から後でなかったら工事にかかりませんねということで、お聞きしようんですが。

○議長（上北会長） 前回、特例債の活用についての問題については、自主検討会でのお話であったかと思うんですが。一応、今回、そのことについて、それぞれ事務局の方です。前回非常に、勉強会の席においては、特例債の活用について、それについてはいろいろ計画とリンクされる問題だから、最終的な結論というか、何年に庵治へ何々にいくら使っていくことの結論は、計画との整合性の関係があるから、難しいんでないだろうかというような状況でなかったかと私は思っております。

今日は、高松市の方からは、いろいろ新総合計画についての説明、それから19年度の主な事業に対する御意見等を取りまとめる審議会としてのお話であったかと私は理解しておりますので、その特例債がどのように流れるかということについては、恐らく、市側に本日回答を求めても、特例債の配分、また、運用については、御返答はいただけんと思うんですが。一応、聞いてみます。市側の方、今、三好委員さんから、そういったような意見が出ておりますので。

○事務局（白井課長） 事務局の白井ですけども、先ほどの特例債の件につきましては、前回の自主検討会の中でですね、どういうふうに取り組まれるのかという御質問を頂きまして、それにつきましては、前回も書面でお答えするという事で御回答しております。

新規の質問であったということで、その場で、次回、予定されます自主検討会の中でですね、それについて、改めて御説明するという事もお話しておりますので、次開催の自主検討会で事務局、あるいは場合によっては担当課の方から、改めて説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上北会長） 三好委員さん、よろしいですか。

○三好委員 はい。

○議長（上北会長） 企画財政部長さん。

○岸本企画財政部長 企画財政部長の岸本でございます。

特例債ということに対して、一般的なことをまず申しあげたいと思います。

特例債というのは、要は、ある事業をするときの財源として、どういうことになるかということで考えていただきたい。そしたら、特別の財源が無い場合は、一般財源と申しまして、要は、税金を集めた、その税金がそのままになる。その他に、例えば、国庫補助金があるとか、県補助金があるとか、そういうものが無い、そういうものが特定財源っていうような言い方をします。

その中で、特例債というのは、名前のおり、要は、市債なんです。ですから、市債というのは、どういうことかと言いますと、後々の方も負担していただいて別にかまんのでないかという事業に対して、適用されるというのが市債です。

その市債の中でも、優遇されているといいますか、地方交付税への還付率っていうのと、それと、まずは、100の事業があったとしたら、その内、どれだけその市債が利くか、というような観点がございます。それが、通常ですと、75%とか3分の1とかっていうことになるんですが、特例債の場合には、95%まで利くと。なおかつ、10年間、その市債を償還する場合に、70%まで地方交付税でみてくれる。これが、いわゆる合併をする時の「アメ」だというような言い方をされるわけです。

この合併特例債を、そしたら庵治町の部分でどれだけ使われるのかっていうのが、もう端的な御質問だろうと思います。今までも御説明してきたわけですが、ある事業をするとき、その裏付けとなる財源がどうなるかっていうのは、その予算ができたときでないと実は分かりません。はっきり申しあげて分かりません。ということは、来年度、ごめんなさい、18年度ですね、18年度については、予算組みができておりますんで。例えば、竜王山公園に対して、2億3,000万余りの特例債があると。それと、もう1点は、汐入川のポンプ場整備について、3,600万余りの特例債がある。これは、事業が確定して財源がどうなんですかっていうのが明らかになった段階で出てくるわけなんです。

したがって、庵治町の方で、今から10年間でどれだけ特例債を使うか、発行するかというのは、どんな事業をするかによって変わってくるわけなんです。そういう事業をした、ある事業をしたと、それが、要は、市債に適合するかどうか。その次に、それが特例債の対象になるか、どうかというような段階になりますので、一概に、合併特例債なん

ば使うんですかっていうのは、今の段階では、分かりませんという答えしかないという
うことでございます。

○議長（上北会長） 三好委員

○三好委員 その前に、特例債をどう使うかという、お聞きする前に、庵治町が今まで町
のときに計画しておいた丸山湯谷線の道路、これのひとつの計画してくれませんか。また、
地区外でありますけれども、高橋の改修、それから、また、庵治町から高速に行く道路、
これは牟礼町との、ひとつの何ですか、県を呼んで、ひとつの期成同盟会までやっており
ますから、そういう面をどういうお考えになつとるか、それらを特例債に乗っていただ
けるんだらうかというお話でございまして、今、企画財政部長が言よるように、この話と
全然違います。よろしく。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

特例債のですね、いま、質問が三好委員さんの方からありましたけれども、先ほど部長
さんが説明したような流れの中で、先ほど白井課長も説明したんですが、一応、また、自
主検討会の中で、この本番の、ここの中で、特例債の運用のあり方という概要の説明はで
きてですね、庵治のマスタープランが最終的に10年間でどこで何をやるかということ
も、建設計画自体はできてますけれども、本当にどれをどうするかということによって、
恐らく変わってくるから。市側の例えば説明を受けてもですね、あのとき、こう言うたで
ないかというようなことに、なってもいきませんので、一応、自主検討会で。詳しくまで
は、僕は、検討はできないと思うんです、特例債については。当然、計画がある程度確定
した中で、それに特例債が適用されるかどうか。果たして、それが財源の裏付けとしてベ
ターなのかどうかということも要因されると思いますので、一応、ここで、こう、委員さ
んと、当局側とやりとりしてもですね、特例債の庵治町の将来、もう、それだったら、そ
ういうのが決まってしまうんでしたら、もう、審議会はいらんわけで、そのとおりにもう
10年間動いたら、別段問題無いんで。新しくどういふふうの特例債を活用して、新しい
町づくりをしていくかということが、審議会での論議であらうと思いますんで、自主検討
会の方で、させていただくということで、三好委員さん、どんなでしょうか。

○三好委員 いいですよ。

そういう形で町民に分かるような、特例債がこういう形で使われますよいう形で、お知
らせできるような状態がほしいということで、お願いしとんですから。

○議長（上北会長） だれか、今の御意見に、何かお願いしたいというようなことですか

で。

○岸本企画財政部長 個々の事業につきましてはですね、次の議題で、要は、ちょっと先取りするようになって恐縮ですが、18年は、今、こういう計画をお示ししておりますと。それ以後、19年以後どういうことをお考えですかということをお願いしようと思っております。そしたら、その中で、議論していただくというようなことになるのかなという気はいたします。

以上でございます。

○議長（上北会長） 他に、御意見ございませんか。

特に、外に無いようですので、（1）イ「新総合計画策定スケジュール等について」は、これで終わります。

会議次第3 議事

（2）審議事項

ア 平成19年度の建設計画実施計画に関する、事業化等要望取りまとめについて

○議長（上北会長） 続いて、会議次第3の議事、（2）審議事項 ア「平成19年度の建設計画実施計画に関する、事業化等要望取りまとめについて」、説明を願います。

企画財政部次長。

○加藤企画財政部次長 それでは、私の方から、御説明申し上げます。

今回、平成19年度の建設計画の実施計画に関しまして、事業化等の要望について、この地域審議会に取りまとめをお願いするものでございます。

平成18年度・19年度の建設計画実施計画につきましては、合併後の初年度ということもございまして、その予算化、事業化に当たりましては、本市の各部局において、検討中、あるいは未調整の部分があるという前提で策定をしたものでございます。

そのようなことから、本市といたしましては、平成18年度におきましては、この実施計画の検討期間という位置づけをいたしておりまして、来年度、平成19年度の予算化・事業化につきましては、各地域の要望などをお聞きした上で、可能な限り、施策に反映したいと、そのように考えております。

このようなことから、今回、地域審議会に対しまして、平成19年度の建設計画の実施計画に関する要望等の取りまとめをお願いすると、そういう趣旨でございます。

それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、最初に、大きな方の資料、資料4というA3判の横長の資料がございます。資料

4で、表紙に参考資料という記載がございます。そちらの資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、表紙をめくっていただきまして、最初のページを御覧いただきたいと存じます。ページをうっておりませんが、最初のページを御覧いただきたいと存じます。

この参考資料でございますが、委員の皆様には、来年度の要望等の御検討を頂く際の参考としていただくため、建設計画がございますが、この建設計画の第3章の施策・事業のところに記載をされております、各施策の項目や重点取組み事項などを、まちづくりの区分ごとに、こういった形・表で整理をしたものでございます。

基本的には、建設計画にございます重点取組み事項を記載しております表、これに準じて作っておりますが、建設計画の中の表との違いは、この表の中では、一番左側の欄に施策項目という欄がございますが、それと、その右側に、個別事業項目というのがございます。これは、建設計画の中にはございませんが、この項目を、より分かりやすくするために設けたものでございます。その右側には、重点取組み事項というのがございます。

この個別事業項目といいますのは、建設計画の中に記載をされております施策項目の中で、いろいろ文章で記述されておりますが、その内容でございます。

例えば、この1ページ目の一番上の枠にございます「地域福祉の充実」でございますと、建設計画の中には、「地域福祉の充実」という項目がございます。その後、文章表現といたしまして、そこに書いてございますような、地域福祉活動を促進する、あるいはボランティア活動やNPOなどの自主的な活動を支援するという形で、文章で記載をされております。ここでは、より分かりやすくということで、個別事業項目として、このような項目立てで表に整理をしたものでございます。

その右側に、重点取組み事項の欄がございます。

そして、おおむね右半分になりますが、表の上側の枠に、「平成18年度・19年度に実施（計画）する事業」という三つの欄がございます。これは、既に策定をいたしております、平成18年度・19年度の実施計画の中で掲載されている事業を、この施策項目、個別事業項目ごとに該当する箇所、欄に記載をしたのもでございます。なお、一部、個別事業項目の表記と完全に一致しないものもございますが、それにつきましては、施策の項目に対応する事業ということで、それぞれ該当する欄に記入をいたしております。

それから、右から三つ目に少し狭い欄で、「全体等」という項目がございます。その欄がございますが、これにつきましては、☆印がある実施事業につきましては、市全体等と

いうことで、実施する事業でございます。

このような要領で、今の建設計画のうち、18・19年度の実施計画に載っている事業を、この1ページの1の「連帯のまちづくり」から、最後のページになりますが、5の「参加のまちづくり」まで、このような表で整理をいたしたものでございます。

これが参考資料の内容でございます。

続きまして、もう一枚の資料がございます。資料3と書きました、A4、少し小さいサイズでございますが、A4横使いの資料3を御覧いただきたいと存じます。

これが、19年度の実施計画に対する要望を書いていただく調査表でございます。1枚目には、記載例を付けておりまして、2枚目は、何も書いていない調査票の様式でございます。ここでは、1枚目の記載例に基づきまして、要領を説明させていただきます。記載例の方を御覧いただきたいと存じます

まず、この調査表の様式でございますが、一番左の端に「まちづくりの区分」というのがございます。今後、19年度に向けての要望を取りまとめていただくわけですが、このまちづくりの区分につきましては、要望等をされます、まちづくりの区分を記入していただく欄でございます。

先ほどの参考資料にも、このような形で欄外に記載しておりますが、このような形で記入をしていただくということでございます。この記載例では、循環のまちづくりという区分の項目を記載しております。

その右の「施策の項目」の欄には、先ほどの、参考資料の施策項目の欄から、該当するその項目を記入をしていただきます。この記載例では、公園・緑地・遊歩道の整備となっております。

その次、その右側の個別事業項目の欄でございますが、これも、先ほどの、参考資料の同一の項目の欄から、該当する項目を記入をしていただきます。この記載例では、パイロット地区の整備となっております。

次の「重点取組み事項」の欄ですが、要望する事業が建設計画の重点取組み事項に該当すると、そういった場合には、その取組み項目を記入をしていただくこととなります。ここでは、パイロット地区整備事業という取組み事項の項目を書いております。

次に、その右半分の「平成19年度に実施（計画・変更）要望する事業」という欄がございますが、この各欄が、今回の要望等を記入していただく欄でございます。先ほど、参考資料にございましたが、現在の18・19年度の実施計画には登載されていない項目で、

19年度に事業化等要望する事業、あるいは既に計画に載っているんだけど、その拡充や事業内容の変更を要望する事業、それにつきましては、記載例を参考にいたしまして、要望する事業名、事業内容、そして、要望の趣旨等を記入していただくと、そのように考えております。

なお、表の下の欄外に記載しておりますように、その事業が市全体事業として実施されるものにつきましては、先ほど、参考資料でも御説明いたしましたが、中ほどの狭い欄に、★印を記入していただきたいと存じます。

なお、地域審議会といたしまして、19年度の新規事業として、複数の事業を要望されます場合には、特に欄は設けておりませんが、余白部分などを利用していただきまして、地域審議会としての施策の優先順位、これを番号で記入していただければと、そのように考えております。

このようなことで、本地域審議会としての、19年度の実業化に向けての要望を取りまとめでいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、取りまとめの期限でございますが、予算編成作業等の日程の関係で、期間が短くて申し訳ないんですが、今後、地域審議会で協議を重ねていただきまして、8月18日、金曜日になりますが、8月18日までに、地域審議会としての御意見、要望を取りまとめで、お出しをいただきたいというふうに考えております、

説明は、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） ただいま説明のありました、「平成19年度の建設計画実施計画に関する、事業化等要望取りまとめについて」、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

御質問、また、答弁につきましては、簡潔にお願いをいたします。

増田委員。

○増田委員 増田です。よろしく申し上げます。

この要望調査資料の、一番最後のページになるんですけども、参加のまちづくりというところで、情報公開の推進という項目があるんですけども、その中で、地域審議会なども何回か自主検討会という形で開いているんですけども、そういう内容とか、こういうことが決まりましたとか、こういう計画ができておりますということを、庵治地区の方に知らせたいという意見が出ております。その際に、業者に頼んだら、とにかくお金が掛

かると。じゃあ、素案というのは、私たちが作るの、その印刷ですよ、そういうのは、支所ですていただけるんでしょうか。していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○久利市民部次長 前回は御意見頂戴したかと思えますので、軽印刷機を置いておりますので、リースして置いておりますので、紙程度のもの、私どもが協力できることは、したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○増田委員 ありがとうございます。

できるだけ、こういう場で審議できたことを、地区の方々にもお知らせしたいので、連合自治会長さんとも御協力いただいて、そういう方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（上北会長） 他に。

新上委員。

○新上委員 新上でございます。

先ほど、三好委員さんからお話が少しあったと思うんですが、当審議会、庵治地区ということなんですけれども、先ほど、高橋の新設・改良の話とか、県道木田郡北部ルート早期着工とか、いろんな話があるんですけども、そういうことを含めたものもよろしいんでしょうかね。

○議長（上北会長） 企画財政部次長。

○加藤企画財政部次長 要望ですから、基本的には庵治地区に関するということでございますけれども、当然のことながら、庵治地域に関連することであれば、例えば、旧牟礼町のことでもかまいません。そういう理解をいたしております。

○議長（上北会長） 新上委員。

○新上委員 旧市内へ生活道として非常に利用頻度の高い高橋ですので、是非、牟礼町の要望もあろうと思うんですけども、特に、庵治町の方、利用頻度が高いんですね、是非、要望したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（上北会長） 他に。

質問ございませんか。

特に無いようですので、（２）ア「平成19年度の建設計画実施計画に関する、事業化等要望取りまとめについて」は、これで終わります。

本日、御説明いただいた内容を踏まえまして、今後、本地域審議会として、平成19年度の建設計画実施計画に関する、事業化等についての意見・要望を整理・集約するとともに、庵治町地域の実情を把握する中で、まちづくりの視点から、重要かつ緊急を要する事業についての事業化についても協議を行い、意見具申として提出いたしたいと存じます。

当局におかれましても、財政的なもの、あるいは制度的なものなど、いろいろな課題はあろうかと存じますが、住民の視点、立場に立った御検討をいただく中で、本地域審議会の意見・要望を反映していただき、少しからでも、合併効果がみえるよう、今後においても、積極的に建設計画の推進に努めていただきたいと存じます。

よろしく願いを申しあげます。

会議次第4 その他

○議長（上北会長） 次に、会議次第4のその他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局（白井課長） 平成19年度の建設計画実施計画に関する、要望等の取りまとめにつきましては、期限も決まっておりますことから、今後、会長さんに御相談の上、自主検討会を開催するなどの方法で進めさせていただく予定であります。改めて御案内をいたしますので、その節は、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上北会長） せっかくの機会でございますので、委員さんの方で、何か御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

ございませんか。

特に、無いようでございますので、以上で、本日の会議の日程は、すべて終了いたしました。皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な会議の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

○事務局（島野係長） これをもちまして、平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

午後 3時08分 開会

會議錄署名委員

委員

委員